

作品募集

絵はがきアートコンテスト

問 市文化芸術課 ☎ 内線 1292、JOBAN アートライン
協議会 (jobanartlinecouncil@gmail.com)

12月31日
まで

あなたが見た常磐線沿線の風景を絵にしてみませんか。大賞・優秀賞には商品券や限定ノベルティーなどの賞品があります。要項を確認の上、応募してください。すてきな作品をお待ちしています！

■ 出品規定

募集テーマ 上野～取手間の「常磐線と風景」「常磐線沿線のスポット」

応募条件 未発表のオリジナル作品※描画素材は問いません。(写真不可)

出品点数 1人3点まで※入賞作品は1人1点のみ

作品規格 通常はがきサイズ(100mm×140mm)程度



令和6年度大賞



専用はがきの配布先や募集要項など詳細は、JOBAN アートライン協議会ホームページをご確認ください

■ 応募方法 直接か郵送

▶ 直接：市文化芸術課

▶ 郵送：〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858 我孫子市役所企画政策課「JOBAN アートライン協議会ポストカードアートコンテスト」係宛て
※「専用はがき」か、「郵便はがき」裏面に作品を描き、表面に①住所②氏名(ふりがな)③ペンネーム(任意)④生年月日(西暦)⑤電話番号⑥作品タイトル(ふりがな)⑦自由記述を記入

■ 締切 12月31日(水) ※消印有効

■ 賞・賞品

▶ 大賞：全作品から1点選出…1万円相当の商品券

▶ 優秀賞：小学生以下5点、一般(中学生以上)5点選出…小学生以下は3,000円相当の図書カード、一般は5,000円相当の商品券

◎別途、各賞受賞者にJOBAN アートライン協議会ノベルティーを贈呈します。



作品募集

とりで観光フォトコンテスト

問 取手市観光協会(産業振興課内)
☎ 74-0217

令和8年
2月27日まで

市内の名所や風景、イベントなどを題材とした写真を対象に、「とりで観光フォトコンテスト」を開催します。

● 入賞作品は以下の日程・場所で展示予定です

● 令和8年3月25日(水)～31日(火)：藤代庁舎

● 8年4月8日(水)～14日(火)：取手駅市民ギャラリー(取手駅東西連絡地下通路内)

■ 出品規定

作品サイズ A4サイズか四つ切りのプリント

※7年3月以降に撮影したもの

応募資格 アマチュアであればどなたでも



令和6年度最優秀賞

■ 応募方法

郵送：応募要項に付属の応募票に必要事項を記入し、作品の裏側に貼り付けて〒302-8585 寺田5139 取手市観光協会(産業振興課内)宛て※応募要項は取手市観光協会(産業振興課内)、藤代総合窓口課、取手駅前窓口、各公民館・図書館で入手可。写真返却をご希望の場合は、返信用封筒の同封をお願いします。

■ 締切

8年2月27日(金) ※消印有効

■ 賞・賞品

入賞者には直接通知し、3月中旬に取手市観光協会ホームページで公表

▶ 最優秀賞(1点)：商品券1万円分 ▶ 特選(2点)：商品券5,000円分 など



取手市観光協会
ホームページ



みんなでとめよう！！国際電話詐欺

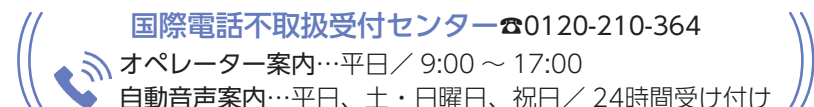
問 取手警察署 ☎ 77-0110

「+」から始まる国際電話を利用したニセ電話詐欺が多発しています。以下の対策で国際電話詐欺の被害を防ぎましょう。

▶ 電話は全て留守番電話設定 ▶ 知らない電話番号には出ない、折り返さない

▶ 国際電話を利用しない方は「国際電話利用停止」の申し込みを

※「国際電話不取扱受付センター」に電話で申し込むと、国際電話の発着信を簡単・無料で停止することができます。



国際電話不取扱受付センター ☎ 0120-210-364

オペレーター案内…平日／9:00～17:00

自動音声案内…平日、土・日曜日、祝日／24時間受け付け

◆ 防犯アプリ「いばらきポリス」をご活用ください…茨城県警察は、防犯アプリ「いばらきポリス」で地域の犯罪発生状況や不審者情報などをお知らせしています。ダウンロードは「いばらきポリス」で検索、または二次元コードから！

茨城県警察
ホームページ



マイナ救急の実証事業が始まりました

問 消防本部警防課 ☎ 74-5895

マイナ救急とは、健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)を活用し、救急車を利用する方のかかりつけの病院や服用中の薬など医療機関受診情報を救急隊が閲覧することで、救急活動の円滑化を図る取り組みです。

市では、10月1日から実証事業を開始しています。傷病者本人や付き添いの家族の負担を軽減するとともに、より適切な処置を受けることに活用します。

◎ 傷病者本人がマイナンバーカードを所持しているなど、実証事業実施の条件があります。詳細は、市ホームページをご確認ください。

市ホーム
ページ



児童虐待・女性に対する暴力は相談を

問 児童虐待防止…こども相談課 ☎ 内線 1735

女性に対する暴力防止…市民協働課 ☎ 内線 1172

11月は「児童虐待防止推進月間」、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。児童虐待や女性に対する暴力は、心身に重大な影響を与え、人権を著しく侵害する決して許されない行為です。

近所で子どもの激しい泣き声や怒鳴り声があるなど児童虐待に気付いたとき、恋人などからの暴力に悩んだときには、迷わず相談してください。秘密は必ず守ります。

「子どもへの虐待」と「女性への暴力」の関係

子どもへの虐待からDV(ドメスティック・バイオレンス)が明らかになることや、その逆のケースも多く、児童虐待防止法でも、子どもが同居する家庭での配偶者に対する暴力は児童虐待と定義され、双方の事情には深い関係があります。

悩んだときは迷わず相談を

▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル… ☎ 189

▶ 緊急の場合(生命にかかわる場合)… ☎ 110

▶ 警察相談専用電話… ☎ #9110 (最寄りの都道府県警察本部の総合案内につながります)

▶ DV相談+… ☎ 0120-279-889 (24時間受け付け)

▶ DV相談ナビ… ☎ #8008 (最寄りの相談機関の窓口で電話が自動転送されます。相談は各機関の相談受付時間内の受け付け)

▶ 取手市こども相談課… ☎ 内線 1735



◀ オレンジリボンは児童虐待防止、パープルリボンは女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです

市ホーム
ページ

